

明日の登校が楽しみな学校づくり

学校いじめ防止基本方針

含：いじめ問題対応の具体方策



いじめをさせない（未然防止）
見逃さない（早期発見）
許さない（解消・改善）

多賀町立大滝小学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1. いじめとは

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（法律第七十一号）



いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、児童の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

「いじめ防止対策推進法」は、社会総がかりで、このいじめの問題に対峙するために、基本的な理念や体制を定めた法律である。

従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位 - 劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。 【「生徒指導提要」平成22年3月文部科学省より】

(注1 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、) 当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注2 「攻撃」とは「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的、的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注3 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意) 味する。

(注4) けんか等を除く。

2. 基本認識

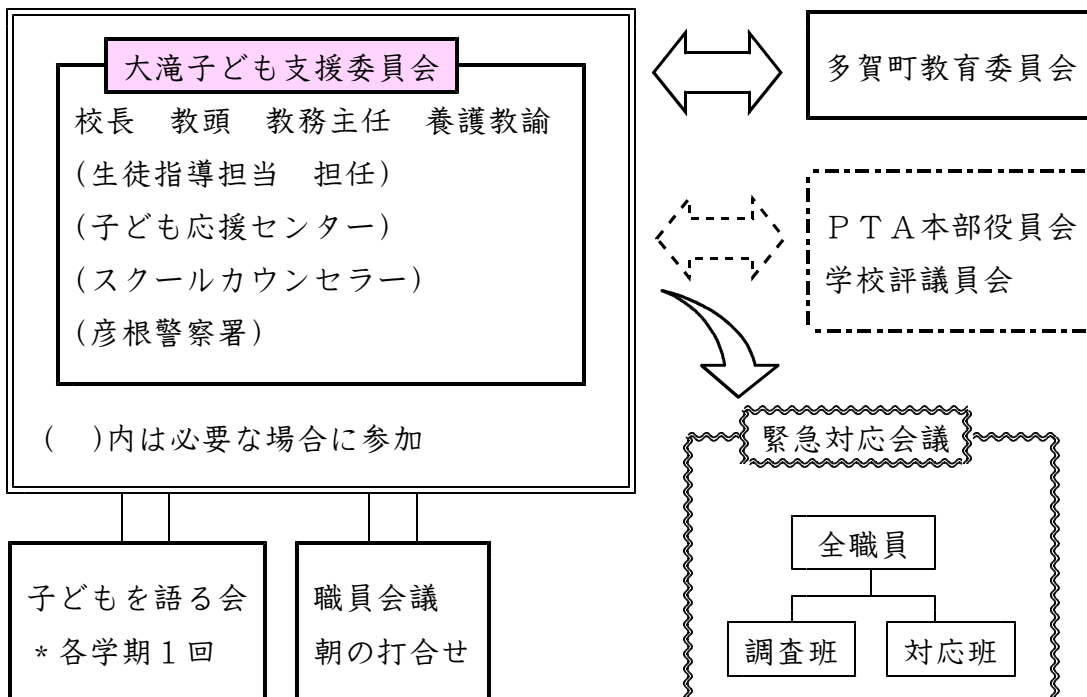
- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。



- 「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められている。
- いじめの定義に該当するかどうか考えてから、行動を起こすのではなく、子どもが困っていたら、その子に寄り添い問題を解決していくことが私たちの責務である。その過程でいじめと判断したら、それに応じた手順を踏んで解決を図ることを考えればよい。いじめでなくとも必要に応じて学校組織で、場合によっては関係機関等と連携をしながら解決を図らねばならないことも出てくる。
- 「相手を大切にすることは、自分を大切にすることであり、相手を傷つけることは自分を傷つける(自傷行為)ことである。」との認識をもって、児童への指導にあたる。

～「命の教育」とはI(アイ)メッセージから～
 ある精神科医に「命の教育のために、何をしたらいいですか。」と尋ねたところ、「命の大切さを一般的に伝えることも大切ですが、今の子どもたちの中には自分が愛されていることや大切にされているといった実感が少ない子どもがいます。赤ん坊を見て、全ての人が「かわいい」と思うわけではないのです。自分に愛された経験がない場合には、「かわいい」という実感がわからないのです。「命の教育」で大切なことは、「命は大切だ」といった抽象的なものではなく、今、目の前にいるあなたが心配だ、あなたの命が大切だと言ったI(アイ)メッセージをしっかり伝えることです。抱きしめたいほどの愛しい気持ちを伝えてあげることが大切なのです」と言われました。
 命の教育とは結局一人ひとりを大切にすることなのです。

3. いじめ防止等の対策のための組織…大滝子ども支援委員会



- * 大滝子ども支援委員会は課業期間中に毎週1回開催する。
- * 大滝子ども支援委員会での内容は事案に応じて職員会議や打合せにて報告し、周知徹底させる。
- * いじめ事案発生時は、緊急大滝子ども支援委員会を開催に、事案に応じて調査班や対応班を編成し対応する。

子ども支援委員会	主な機能	校長を中心として	○学校全体での正確な情報収集
			○情報の整理・分析と適切な管理
			○効果的な対策の検討と全教職員への周知・共通理解
			○職員の役割分担と家庭・地域・関係機関との適切な連携等

○子ども支援委員会にて協議し、以下のレベルに応じた対応をとる。

- * レベル1…担任により経過をみる。
- * レベル2…学校組織として対応する。
- * レベル3…関係機関と連携して対応する。
- * レベル4…重大事態として対処する。「重大事態の対応」を参照。

～「教師の気づき」とはということ？～

よく「教師の気づきの能力を高めましょう」と言う言葉を耳にします。では、そのために何が必要なのでしょうか。

その一つに「危機意識を持つこと」があります。この「危機意識」の中には、絶えず「最悪の事態を想定すること」も含まれます。何事もすぐに「大丈夫」と断定せず、「ひょっとしたら・・・」と思ってください。こういった「迷い」を持つことが、「気づき」の能力を高めることになり、子どもを救うことになるのです。

Ⅲ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組まなければならない。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施することが重要である。

「やり切る やり抜く やり通す」大滝小教育

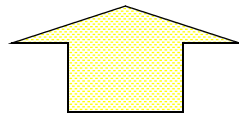
○いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題

* 規律 * 学力 * 自己有用感

★きちんと授業に参加し、

基礎的な学力を身につけ、

認められているという実感を持った子ども



○小規模校であることを最大の強みとする学校へ

【弱みから強みへの発想の転換を】

1. 全学年単級であり少人数の学級

☆少人数学級であればこそ、学級のみんなが関係を作ることができる。

①これを基本に互いの違いを、良さとして受け止める学級経営が基盤

②学級内のグループ、縦割り集団における意図的な集団づくりによる新たな人間関係づくりの実践…保護者の高い評価

③たとえ仲の良い友達であっても、自分が正しいと思うことを伝えられる風土

●大規模校や多人数学級では、自分に都合のよい友達との交わり

6年間、話したこともなく、名前すら知らない同級生も

→結果的に排他的な人間関係となることも

いじめの根本的な原因ともなり、改善不可能な状態に陥ることも

2. 個々の子どもの名前を挙げて様子を語れる教職員集団

3. 教職員が自らの良さ、互いの良さを生かす学級経営の実践と学校運営への参画協働ができていることが本校の組織としての最大の強味

☆同じ方向を目指し、実践を重ねる教職員

- いじめを起こさない学校・学級の姿 -

子どもたちや学校・学級の姿

- 失敗しても認め合い励まし合う雰囲気がある。
- 子どもたちが規範意識をもち、規律ある生活を送っている。
- 表情がにこやかで言葉遣いが適切である。明るくあいさつを交わす。
- 児童会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- 教室や学校が清潔で、美しく整頓されている。
- 規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。残さいが少ない。
- 地域の人や保護者が気軽に来校し、学校の活動に協力する。

教職員の姿

- 全教職員が、校長を中心として、生徒指導についての共通理解をもち、共通実践が行われている。
- 教職員が、子どもたちの意見をきちんと受けとめて聞く。
- 教職員が、子どもたちに明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接する。
- 自らの言動が、子どもたちに与える影響の大きさを、教職員が強く自覚している。

1. 子どもや学級の様子を知るために

(1) 教職員の気づきが基本…子どもの心を見とる力

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子どもたちと場を共にすることが必要となってくる。その中で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

(2) 実態把握の方法

①生活アンケートの実施

無記名による児童向けアンケートの実施。(5月・10月・2月)

「いじめ」に関わるアンケート項目に国立教育政策研究所の「魅力ある学校づくり調査研究事業」の共通質問調査の8項目を入れ、実態比較の資料とする。

②「子どもたちのSOSをキャッチしよう」(個別用)…資料1・2

- ・子どもの小さな変化を見落とさず記録していく。毎日、観察の記録を重ねていく。
- ・1日の学校生活の中で、学級にいじめられている子どもがいないか、チェックする。

③「子どもたちのSOSをキャッチしよう」(学級集団用・5月・10月・2月実施)…資料3

- ・担任が自学級の状況をチェックし、「いじめを考える週間」にて全教職員で検討する。他の月については子ども支援員会での資料とする。

④教職員用振り返りカード…資料4(5月実施)

- ・教職員自身の言動が一人一人を大切にしているか、自己点検する。
 - ・子どもに、一人の人間として接しているかを謙虚に振り返り、人権尊重の精神に立つ生徒指導の推進に努める。
 - ・結果についてははじめを考える週間にて教職員全体で協議する。
- ⑤「子どもたちのSOSをキャッチしよう」(保護者用) (5月・10月・2月)…資料3
- ・学校教育アンケート実施時にあわせて配布し、学校では見えない家庭での変化や気になることを知らせてもらう。
 - ・記入されたことに対する秘密を守る、気になる事象がある場合にすぐに相談等に応じる、書いたことによる不利益な扱いを受けないことがないなど、保護者に安心感を与えるように配慮する。
 - ・適切な対応を進めるために、その際の記録とともに継続的な記録を残し、保護者と連携した取組を行う。

2. 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりのために

(1) 教職員の人間力の向上…カウンセリング力の向上

【基本姿勢】

- 児童はよくなるようとする力と意欲をもっている存在として尊重する。
- 児童のありのままの姿を受け入れるとともに、児童の話をよく聴く。
- 児童を軽く見たり、問題をもつ児童を拒否したり、差別したりしない。
- 児童の気持ちに敏感であり、共感的に理解し、安心して何でも言える関係をつくることを大切にする。
- 児童の話も聞かずに教師の考えを押しつけたり、児童の気持ちを決めつけたりしない。
- できるだけ児童が自分で気付き、自己決定するように援助する。
- 教師が先回りして解決したりせず、児童の自己教育力を育てるようにする。

(2) 「やり切った」「やり遂げた」「やり通した」と実感できる教育の推進

～自尊感情・規範意識を高める「学習活動」「学級活動」「学年・学校行事」～

授業や行事等の学校生活のあらゆる場面において、子どもたちの一人一人が「やり切った」「やり遂げた」「やり通した」と実感できることが大切であることが実感できる。そして、特に「よりよく、素晴らしい学校」を創るために、自ら努力する高学年の子どもたちは、「よりよい自分」となるために規範意識も高いと感じる。トイレのスリッパを見ても乱れていることは皆無に近い。これは次に使用する他者を意識した行動といえる。トイレのスリッパの状態が本校児童の心の現状を表す「ものさし」としてとらえることもできる。

他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、子どもたちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、子どもたちは大きく変化する。

子どもに自信をもたせる「とっておきの言葉」

- 「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- 「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- 「ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ。」
- 「あなたの対応は、とても気持ちが明るくなるね。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- 「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」

〈小学生の心に残ることば〉

- あなたの気持ち、先生にも分かるよ。
- わたしも苦手でしたよ。でも、あきらめないでいっしょに努力していきましょう。
- さわやかなあいさつだね。
- そういう考え方もあるね、よく考えたね。
- ここがいいね、これがいいね。

先生
ありがとう

やる気がでてきた
次もがんばろう

「上手」という声かけに対して、いろいろな意見が出されました。授業中に教師は子どもに「上手」等の「ほめ言葉」を使いがちですが、「上手」と言われた子ども以外の子どもたちにとっては、「上手ではない」「下手だ」と感じてしまっても当然なのかもしれません。上手・下手ではなく、個々の子どもの姿の中に、たとえ失敗したことのなかにもその子の「頑張ったこと」「具体的にできたこと」を具体的に「認める」ことが大切であると思います。

H25.11.16 校長通信より

(3)学級経営の充実

- ①児童に対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、障害・国籍・疾病等による差別心をもたず、互いを認め合う学級を作る。
- ②児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ③正しい言葉遣いができる集団を育てる。
いじめの大半は言葉によるものであるため、人権意識を欠いた言葉遣いには適宜指導を行う。例)「キモイ」「ウザイ」「死ね」
- ④年度初めに学級のルールや規範を定め、児童が守れるように年間を通じて継続的に指導を行う。また、改善に向けて粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要である。
- ⑤授業中における生徒指導の充実
ア.「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
イ.「楽しい授業」「分かる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
ウ. 発言や集団への関わりに消極的な児童もいるため、教師が適切に支援を行い、満足感や達成感、連帯感がもてるように配慮する。
エ. 自らの授業づくりの在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもってすすめる。
- ⑥道徳授業の充実
自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工

夫する。

⑦学級活動の充実

ア. 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。

イ. 学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンタープログラムやピア・サポート、ピア・カウンセリング等を活用し、社会性を育てる。

※児童が互いに相談相手になる「ピア・カウンセリング」、悩みカードを配付し、出された悩みに対して、児童がその解決方法やアドバイスを書き掲示する。

ウ. アサーション・トレーニングやソーシャル・スキルトレーニング等を活用し、人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を身に付けさせる。

⑧学校行事の工夫

児童が取り組むことを通じて、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化が得られるような企画や工夫を行う。

⑨児童会活動の工夫

児童が主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう、児童会活動を活用する。

⑩生命尊重やいじめ防止を目的とした強化月間等における取組の充実

人権週間やいじめを考える週間等を活用し、学校全体や学年単位で生命や人権を尊重する取組、いじめ防止に向けた取組を具体的に行う。

⑪情報モラル教育の充実

パソコン、携帯電話を使って、意図的または無自覚にいじめを行う者やいじめを受ける者になるケースがある。情報教育授業のほか、道徳、学級活動などの中で関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組む。

⑫発達障害のある子ども等へのいじめを防ぐ

アスペルガー症候群、ADHDなどの発達障害のある子どもに対するからかい等から、いじめへの発展を防止するため、専門職を交えて、教職員間で障害特性の理解や具体的かかわりの共通認識をもとに、周りの児童への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

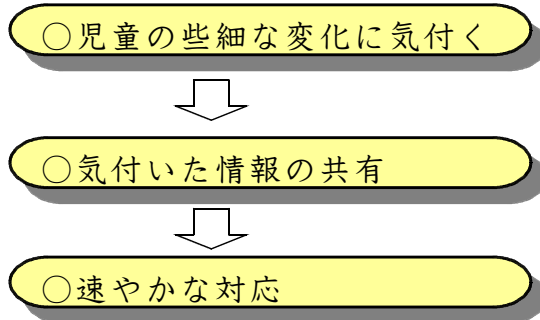
3. すべての児童が参加し、活躍できる授業づくりのために

児童が学校生活の中で最も長い時間を過ごす授業時間において、学習内容がわからないことは、「できない自分」「わからない自分」に対する自己否定観へとつながり、ますます学習への意欲を失う。このことは、「より良くなりたい」という児童の願いを奪うことになり、他者への否定にもつながる。大滝小の行事等に見られる、「やり切る」「やり抜く」「やり遂げる」姿は、各教科や道徳等の授業の中でも同様に育て上げなければならない。

※我が校の学力向上策に記載

Ⅲ 早期発見

1. 早期発見の基本



①些細な変化に気付くために

前述の「実態把握の方法」(P. 6)の他に以下のような取組を進めることで、いじめの早期発見に努める。

○チェックリスト等を活用しながら以下のような日々の観察を行う。

ア. 朝の打合せ前に教室で一人一人と挨拶をして様子を確認する。

イ. 朝の健康観察は、必ず担任自身が児童の表情と声の様子を確認しながら行う。

ウ. 保健室の来室状況の回数、来室時の様子等について、養護教諭との連携をとる。

エ. 帰りの会の子どもたちの発表から気になることを記録する。

オ. 子どもが相談できる体制をつくる。どのような形で相談できるのかを家庭での掲示用プリント(資料6)を配布するとともに教室内・校舎内にも掲示する。

カ. スクールガードの方から定期的に通学時の様子等を聞き取る。また、地域の方からも気軽に知らせてもらう体制づくりを進める。

キ. 定期的な子どもと語る会(児童理解推進週間)をもち、担任が一人一人の子どもと学習や生活全般についての話を聞くようにする。

ク. 「みんなのポスト」の使い方について子どもに説明し、困った時の利用を呼びかける。

※各種チェックリストやみんなのポストから得た情報は、廃棄せずに当該児童に関わる資料として個人別に保管して、継続的な指導に役立てるようにする。

②気付いた情報の共有

○共有の方法

W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を職員がいつでも共有できるように、「気になる姿」のフォルダに保存した書式に記入する。心配な姿だけでなく、その子なりの良い点等も、小規模校の良さを生かして全職員が一人一人の子どもを見守り育てる観点から記録として残していく。

～ クラスの子どもの名前を毎日確認していますか？～

- ・ある先生の取組を紹介します。その先生は学校の帰りに、毎日自分のクラスの子どもの名前を目をつぶって確認されています。すぐに名前が出てくる子ども、なかなか名前が出てこない子ども、名前が出なかった子ども、様々あると思います。そこで、この先生は、次の日に名前が出てこなかった子どもから積極的に声をかけられるのです。
- ・名前が出てこなかった生徒は、最近あまり関わりを持たなかった子どもだと気づくことが大切なのです。私たち教師は「関わりのプロ」と言われます。こうした一人ひとりの子どもたちとの関わりの積み重ねを大切にしましょう。

～ 「生徒指導のさしすせそ」～

「さ」：最悪の事態を想定して

「し」：慎重に(複数で)

「す」：すばやく

「せ」：誠意を持って

「そ」：組織的な対応を

2. いじめの態様

(分類)

(抵触する可能性のある刑罰法規)

- ア.冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……→脅迫、名誉毀損、侮辱
イ.仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ.軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……→暴行
エ.ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……→暴行、傷害
オ.金品をたかられる ……→恐喝
カ.金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……→窃盗、器物破損
キ.いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……→強要、強制わいせつ
ク.パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……→名誉毀損、侮辱

3. いじめが見えにくいのは

○いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人を目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

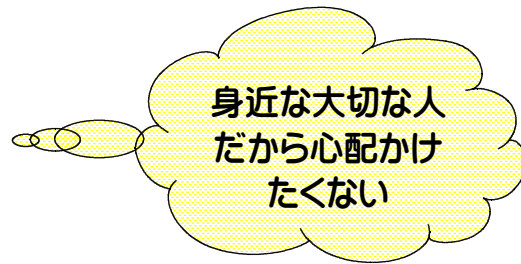
- ①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》
- ②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、運動の練習のふりをして行われている形態がある。《カモフラージュ》

○いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、

- ①親に心配をかけたくない
- ②いじめられる自分はダメな人間だ
- ③訴えても大人は信用できない
- ④訴えたらその仕返しが怖い。

などといった心理が働く。



○ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく。

4. 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がある行為と考えなくてはならない。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

①本人からの訴えには

●心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

●事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

②周りの子どもからの訴えには

●いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

●「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

③保護者からの訴えには

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスととらえる。日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが大切である。
- 子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

～アセスメントとプランニング～

「アセスメント」とは、子どもに関する情報から発生した行動(現象)の背景や意味を考えること(見立て)です。いじめには様々な原因や背景が考えられます。多くの情報でいじめに関わった子どもの背景を分析し、再発防止に役立てましょう。

・プランニングにおいて大切な視点は、次の3点です。

(1) 子どもの自尊感情を高めるための計画を立てる。

いじめている子どもも、いじめられている子どもも、自尊感情の醸成が重要な鍵です。子どもの得意なものを見つけ、それを伸ばしていくよう計画を立てましょう。

(2) 90%達成可能な計画を立てる。

達成困難な計画では、達成できなかった場合、子ども、保護者、教員に徒労感や疲労感しか生まれません。焦らず十分達成可能な計画を立てましょう。少しのステップアップでも、そこで得られる充実感や達成感が子どもの自信につながるのです。また、そのことで保護者や先生にもエネルギーが生まれるのです。

(3) 計画がうまくいかなければ修正する。

全ての計画がうまくいくことはありません。うまくいかなかった場合にはもう一度情報を収集し、有効な支援を改めて考えましょう。たとえうまくいかなかった取組でも子どものために一生懸命取り組んだことに大きな意味があるのです。大切なことは、①子どものことを考えて、②焦らず取り組むことです。

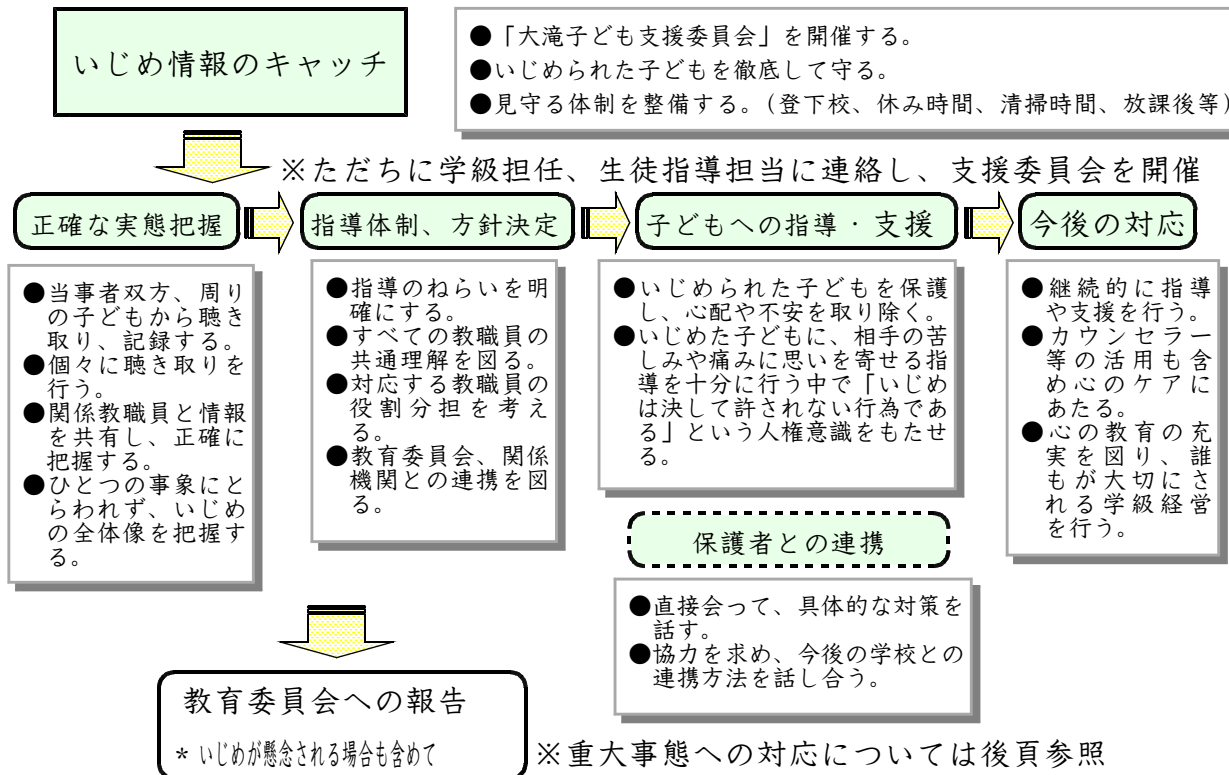
IV. 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。
 いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが重要である。
 また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

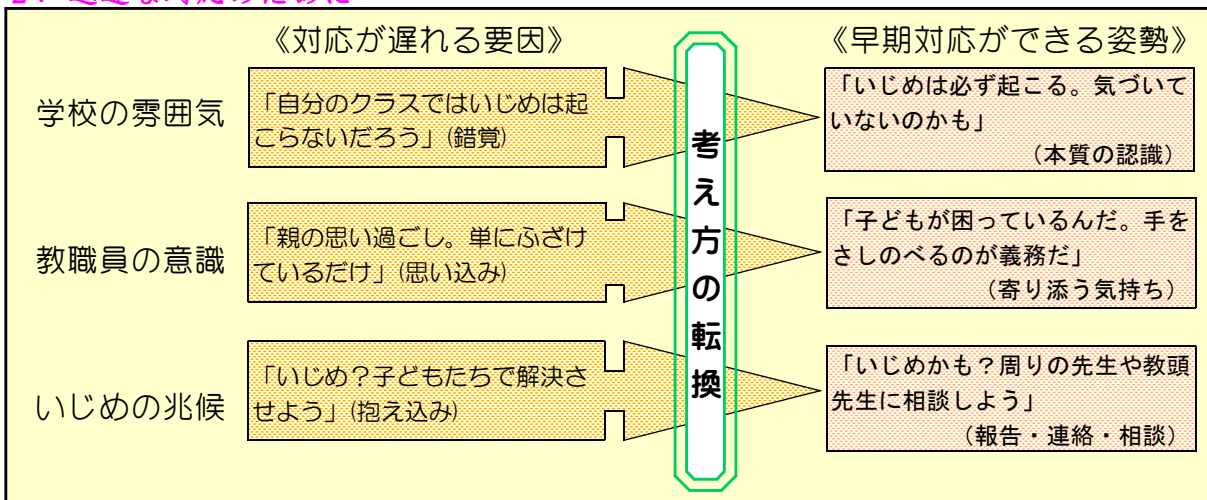
いじめが起きた場合の対応

1. いじめ対応の基本的な流れ

～問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応～



2. 迅速な対応のために



3. 把握すべき情報

- ◆ 誰が誰をいじめているのか？【加害者と被害者の確認】
- ◆ いつ、どこで起こったのか？【時間と場所の確認】
- ◆ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？【内容】
- ◆ いじめのきっかけは何か？【背景と要因】
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか？【期間】

子どもの個人情報
は、その取扱いに
十分に注意すること

4. 初期対応時の留意事項

聞き取りの際の留意事項

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者が複数いる場合は、個々に聴取を行う。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、教員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や児童・生徒の様子により当該者を自宅まで送り届けるなど配慮する。

聞き取りの際の禁止事項

- いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- 注意、叱責、説教だけで終わること。
- 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

～ 「子ども目線」での対応とはどうすることですか～

今、いじめの問題の解決のために、「子ども目線」の取組が求められています。では、この「子ども目線」に立つとはどうすることでしょうか。

- ・ 大人が子どもを守るという視点も重要ですが、これだけではいじめの対策にはなりません。子どもたち自身がいじめをしなかったり、いじめをなくそうとしたりすることが大切です。
- ・ 「子ども目線」とは、「①子どもを一つの人格として尊重し、②子どもたちの置かれている状況やつらい気持ちを理解しながら、③子どもの思いにしっかり耳を傾ける」ことです。そしてこのことが、子どもたち自身の解決していきたいという思いを支援する(エンパワメント)ことにつながるのです。
- ・ わたしたち大人は、日頃から子どもの声に耳を傾ける中で、自分がついつい「大人目線」になっていないかを検証していくことが大切です。

5. いじめられた子どもに対して

【子どもに対して】

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊心を高めるよう配慮する。

【保護者に対して】

保護者からの不審をかう対応

- 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。
→ 事実を調べ、いじめがあれば児童を必ず守る旨を伝える。
- 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- 電話で簡単に対応する。
- どこかに相談に行かれてはどうか。
- 家での甘やかしにも問題があります。

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

6. いじめた子どもに対して

【子どもに対して】

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- よりよい子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

平素の連携がないために発せられた言葉

- ・いじめられる理由があるのだろう。
- ・学校がきちんと指導していれば…。
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

7. 周りの子どもに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する**仲裁者**への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、**学年・学校全体**に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、**正義に基づいた勇気ある行動**であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、**自分たちの問題**として意識させる。

8. 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子どもの**良さ**を見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

いじめへの気づき・対応編

※H24.11.20小森美登里氏（滋賀県いじめ対策研究チーム会議委員／
NPO法人ジェントルハートプロジェクト理事）講演から抜粋

○子どもに「大丈夫か？」と問いかけることは・・・？

- ・子どもの立場に立って考えたとき、「大丈夫か？」と聞かれ、「実は、いじめられている」とは答えにくいものです。
- ・また、その問いかけに「大丈夫」との返事が返ってきたときは、いじめがあるかもしれないとの視点で当該子どもを観察してください。本当に何もなければ、「何のこと？」といった返事があるはずです。

○「しばらく様子を見る」対応は大変危険

- ・いろいろな事案をみてみると、子どもは、大人が思っている以上に、切羽詰まるまで、いじめられていることを打ち明けないことがわかってきました。
- ・ですから、子どもが相談してきた時点では、すでに心の傷は相当深くなっていると理解すべきであり、「しばらく様子を見る」対応は大変危険です。様子を見ている間に、いじめは深刻化し、心の傷はさらに深くなっていく恐れがあります。

○子どもの頃を思い出そう

- ・なぜ、いじめられていることを大人に相談しないのか。そう思う前に、ちょっと立ち止まって、自らの子どもの頃を思い出してみてください。
- ・子どもが、やっとの思いで打ち明けてくれたとき、「どうして相談しなかったの」「相談しないあなたもいけない」といった対応をすることは、子どもを絶望させてしまいます。

○被害者責任論は大人の誤解

- ・どんなことがあっても、人が人を傷つけていいはずはありません。
- ・被害者責任論は、問題を複雑化させているいじめに対する大人の誤解です。「いじめられるあなたにも原因があるのではないか」-この言葉もまた、やっとの思いで打ち明けてくれた子どもを絶望させるものであることを肝に銘じておきたいものです。

○いじめは、いじめ加害者問題

- ・繰り返されるいじめ行為をとめない限り、真の問題解決にはつながりません。
- ・その意味で、被害者を守ることと併せて、加害者が抱える問題にどこまで寄り添うことができるのか。いじめ問題は、いじめ加害者問題であるとの認識で取り組むべきと考えます。

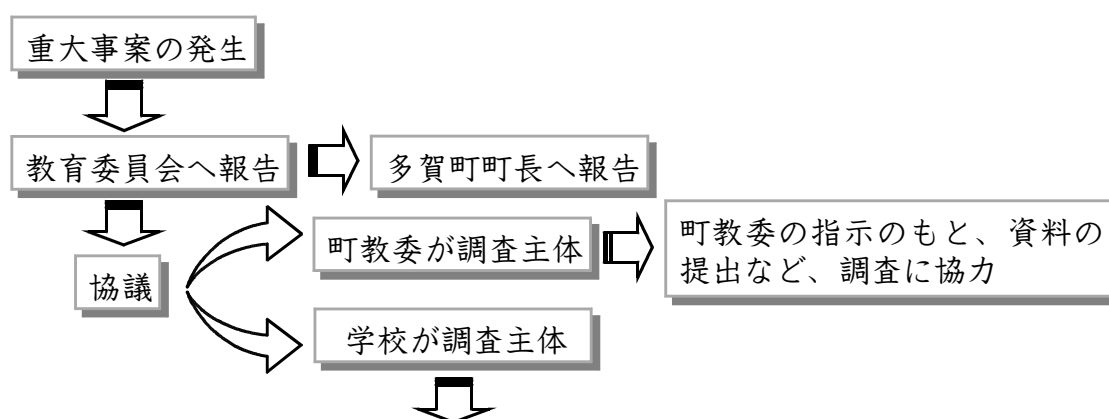
○最後に

- ・いじめ行為そのものを見つけることは難しいですが、先生なら、繰り返しいじめを受けている子どもの心の変化を必ず見つけられるはずですよ。

V. 重大事態への対応について

【重大事態】

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等
 - ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる



学校が調査主体となった場合

1. 調査組織の構成

「大滝子ども支援員会」の構成員に加えて、公平性・中立性・客観性を図るために当該いじめ事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者として、子ども応援センター、カウンセラー、県いじめ問題対応専門員、その他の学識経験者や専門家等をもって組織する。

運営にあたっては多賀町教育委員会に指導・助言を求めて組織的に対応していく、法に抵触すると考えられる場合には彦根警察署へ通報し対応等を相談する。

2. 調査組織での調査上の留意事項

上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。学校として不都合な事実があったとしても、事実としてしっかり向き合う基本姿勢をもつ。チェックリスト等の前述の種々の資料についても整理し、分析の資料とする。

3. 情報の提供

調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な

情報を適切に提供する。事案によっては、学級及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。(ポジションペーパー等の作成も検討)

4. 多賀町教育委員会への調査結果の報告

いじめを受けた児童・保護者が希望する場合には、その所見ををまとめた文章の提供を受け調査結果に添える。この調査結果については多賀町教育委員会より多賀町長等へ報告する。

5. 調査結果を踏まえた必要な措置

ア. 出席停止措置 (小中学校)

学校教育法第35条

公立の小・中学校において、性行不良であつて他の児童生徒の教育の妨げがあると認める児童生徒があるとき、市町村の教育委員会は、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命じることができる。

1. 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 2. 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 3. 施設又は設備を損壊する行為
 4. 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

イ. 就学校の指定の変更や区域外就学

ウ. 警察との連携

エ. 地域等その他関係機関等との連携

VI. 家庭・地域との連携

連携についての基本認識

1. いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している

わが子の健全な育ちに責任を持つことや、しつけや指導の仕方、いじめについてのとらえ方など、家庭の様子が児童に与える影響は大きい。

家族から得る深い愛情や精神的な支え、信頼関係、親子の会話やふれあい、子どもを学校に通わせるうえで必要な配慮や準備の有無など、家庭教育の在り方が、児童のいじめにつながる言動に反映されている場合もある。

2. いじめは、家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である

児童の様子をいち早くキャッチした者が、その当人を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

1. 学校のいじめ防止に向けた方針の周知といじめの発見及び情報提供に協力を求める

基本方針をホームページへの公開、家庭訪問や学校よりの各種通信を通じて、保護者や地域住民の理解を得るように努めるとともに、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広め連携を深める。また、年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と早期の情報提供等を依頼する。

※学校の基本方針については、項目の概略説明ではなく、いじめに対する共通認識を深めるために防止策、いじめや暴力の問題の解決に向けて、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか等について教職員と共通の内容のものを公開する。

2. 家庭からの情報提供を受けられるための手立て

①保護者が児童の変化を読みと取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況れば、電話相談等のいじめ問題などの相談窓口の利用ができるように情報を提供する。(資料6)

3. いじめ問題発生時

いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

4. P T A等との連携

P T Aや学校評議員会等で、いじめの問題の現状について話題にするとともに、いじめの根絶に向けた研修等に連携して取り組んで行く。

5. 匿名による訴えへの対応

保護者や地域の方の匿名で訴えたい気持ちは理解しなければならない。しかし、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応を行うことを周知する。

Ⅷ. ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1. ネット上のいじめとは

(定義)

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

2. ネット上のいじめの特殊性による危険

(1)匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

【子どもたちの心理】

匿名で書き込みができるなら…
自分だと分からなければ…
誰にも気づかれず、見られていないから…
あの子がやっているなら…
動画共有サイトで目立ちたい…

- (2)掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- (3)スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- (4)一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

3. ネットいじめへの対応

(本校の現状)

調査した結果、現時点で本校では携帯電話・スマートフォン等の情報端末(以下、携帯電話と表記)を所持する児童はいないが、家族のものを借りて使用するという児童がいる。児童専用のものではないため逆に使用についてのルール等については意識が低い面が見られる。他方、小学校卒業とともに春休み中に携帯電話を所持するケースが増えている。そのため中学校進学後に携帯電話に関わる問題が発生する状況にもある。「ナイフを子どもに与えないのに、どうして携帯電話を持たせるのですか？」との言葉は、諸刃の剣となる携帯電話の危険性を的確に表したものである。このような現状から本校においても携帯電話についての児童への指導、保護者の働きかけは不可欠のものと考えられる。

- (1) 児童の実態把握に基づいて、学校全体で情報モラルの指導計画を策定し、体系的に情報モラルの指導を行う。
- (2) 児童に情報化社会でのルール・マナーについて考えさせ、誹謗中傷やいじめは人間として恥ずかしい行為であることを理解させ、絶対にさせないように指導の徹底を図る。
- (3) 「いじめは絶対に許さない」、「いじめられた者は絶対に守りきる」ことを基本とし、児童にとって安心安全な環境作りに努める。
- (4) 被害の相談を受けた時には、次の対応を行う。

「正確な事実確認」

- ・書き込み内容を保存する。
- ・他人のアドレスを使って誹謗中傷する「なりすましメール」もあるので、加害者を特定する場合には十分留意して対応する。

「被害の拡大防止」＝削除等の対応

◇掲示板の誹謗中傷の対応

プロバイダ（管理責任者）への削除依頼の方法

< 掲示板に削除依頼文を打ち込む方法があるが、以下によりプロバイダ（管理責任者）を明らかにし、直接、電話で削除要請することが有効である。 >

1. 掲示板のアドレスを記録する。（悪質なものは内容を印刷しておく。）
2. 検索エンジン（Yahoo やGoogle）で「ドメイン検索」と打ち込み、「IP ドメインSEARCH」を立ち上げる。
3. 1のアドレスを入力する。
4. プロバイダ（管理責任者）が英文で表示されるので、その中から住所、氏名、電話番号を読み取る。
5. プロバイダ（管理責任者）に直接電話し、削除要請を行う。

（権利を侵害された人には、プロバイダ（管理責任者）に対し、情報発信者の開示請求を行うことがプロバイダ責任制限法で認められています。）

◇メールの誹謗中傷の対応

着信拒否やメールアドレスの変更を行う。

「児童生徒のケア」

- ・被害者の話をじっくり聞くことにより、心のケアに努める。
- ・いじめられた側にも責任があるといった考えは大きな間違いであり、常に被害者の思いに寄り添うように心がける。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請する。

「関係機関との連携」

- ・脅迫や重篤な名誉毀損等については、警察本部警察県民センター(077-522-1231)彦根警察署の生活安全課や法務局人権擁護課に相談する。

- (5) 児童や保護者に「携帯電話は学習生活に不必要なもの」という考えを基本にするとともに、ケータイの危険を知らせ、フィルタリングサービス利用の徹底を働きかける等、危険から身を守る知識と技術を身につけられるように指導する。

研修資料…教員一人ひとりの人権感覚の向上のために

行動の遅い児童を注意したつもりが……

A男は動作が遅く、他の子どもから「のろま」と言われることがあった。ある授業時間に、A男がまだ机の上に授業の準備をしていないのを見た担任は「また、何も準備してないの。何回言ったらわかるのよ。みんなが迷惑しているでしょう」と叱った。

それを聞いたB男が「そうだよ、迷惑なんだよ。何やってもものろまんだから」と言った。それからA男は、みんなから「ぐず」「のろま」「迷惑だ」とはやし立てられるようになった。

留意すべき点

教師は、ほとんどの子どもができることをできない児童がいると「なぜできないの」という言葉を使ってしまうことがある。その言葉を他の児童は、その子の欠点として認識し、教師の言葉を後ろ盾にして、ひいてはからかいの言葉として使うようになる。人には個人差があることを指導するとともに、A男には個別指導で対応すべきであった。

食べ物を大切にするように指導したつもりが……

担任がアフリカ難民の子どもたちが飢えで苦しんでいることを授業で話すと、子どもたちは「給食を残さないようにしましょう」とみんなで申し合わせた。

その後、食が細くて給食を全部食べられないB子は、クラスの子たちから「給食を残すのはよくないよ。アフリカの子どもたちのことを考えたら残せないでしょ。」と言われるようになった。B子は給食の時間が心の負担になり、「給食を残すとみんなにいじめられる。」と言って、登校をしづむようになった。

留意すべき点

他の子どもにも悪意があったわけではない。むしろ他の子どもたちも、頑張りという気持ちからB子を励ましていたのだが、結果としてはB子を責める形になってしまった。他の子どもたちのB子への言葉を聞いたときに、個に応じた目標があることを指導すべきであった。

不用意な一言が……

算数の時間、全員できた問題なのに、C子から思いもよらぬ間違った答えが返ってきた。それを聞いた学級の生徒は一瞬沈黙した。担任は「どうしてそんな答えになっちゃうの。もう一度やり直してごらん。」と言って、そのまま授業を進めた。

翌日、机間指導していると、やはりC子だけ間違えていたので、「ここが違っていているよ。よく考えてごらん、わかるはずだよ。」と言うと、周りの子が顔を見合わせて笑った。その後、C子が指名されると、クラスのみんながくすくす笑うようになった。

留意すべき点

担任の一言が、結果的にC子に恥をかかせたことになった。しかもC子には、自分がわからないままに授業を進められ「置いていかれた」という思いを残してしまった。さらに、周りの子どもたちのくすくす笑いの状況は、いじめにつながる可能性が大きく、学級の雰囲気までも壊してしまった。間違えることは悪いことではないという指導、人をあざけるような行為をしてはいけないことを指導する必要がある。

子どもをほめたのだが・・・
D男は絵がうまく、写生コンクールに入賞した。先生が「みんな、D男はさすがにうまいね」とほめた。数日後、運動会の応援で大きな絵を描くことに決まった。役割を決めるときに「D男はいつも絵でほめられてんだから、お前がやればいい。」とみんなに言われ、仕事を押し付けられた。

留意すべき点

D男をみんなの前で高く評価したために、D男はかえってみんなの反感をかってしまった。褒め方によっては悪影響を生じてしまうことがある。また、日頃からD男ばかりでなく、「自分も教師に認められている」という実感を他の生徒にももたせていれば、このような事態にはならなかったかもしれない。

<参考資料一覧>

- ストップいじめアクションプラン(平成25年 滋賀県教育委員会)
- 一人ひとり子どもを大切に作る学校をめざして(平成24年度 川崎市教育委員会)
- 豊かな心をはぐくむために(平成24年 江戸川区教育委員会)
- いじめ対応マニュアル(平成24年 兵庫県教育委員会)
- ひとりで悩んでいませんか?(平成24年 滋賀県人権相談ネットワーク協議会)
- いじめのない学校づくり(平成25年 国立教育政策研究所)
- いじめ対策指針及び対応マニュアル(平成25年 文京区教育委員会)
- いじめの構造と心理をふまえた解決の方策(平成9年 東京都立教育研究所)